

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和3年4月15日(木) 午後2時～午後3時10分
開 催 場 所	中部地区会館402学習室AB
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、小川委員、加園委員、原田委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：内野委員、乃一委員、比留間委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係) 実施機関：子ども青少年課長、子ども青少年課係長(手当・青少年係)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (6) その他
議 題	(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事務における保有個人情報の目的外利用について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用を行う際の本人への事前通知の省略を可とする。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和3年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本審議会の会議については、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議については、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催いたします。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 始めに、報告事項ですが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括での報告を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。 ○ 異議なし ○ それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。

- それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の1ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は3件です。詳細については、報告資料の3ページ及び4ページのとおりです。

なお、保有開始年月日が、平成23年4月1日のものについては、主管課からの届出が遅れたため、今回報告するものです。各主管課に対しては、事務局から、業務開始前の届出を引き続き求めていきます。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」報告します。会議次第の2ページ及び報告資料の7ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出がなされた件数は1件です。詳細については、報告資料の7ページのとおりです。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」報告します。会議次第の3ページ及び報告資料の11ページを御覧ください。条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止に係る届出がなされた件数は3件です。詳細については、報告資料の11ページ及び12ページのとおりです。

なお、廃止年月日が、令和2年3月31日のものについては、主管課からの届出が遅れたため、今回報告するものです。こちらについても、速やかに届出をするよう主管課に伝えます。

次に、報告事項(4)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」報告します。会議次第の4ページ及び報告資料の15ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、7件です。詳細については、報告資料の15ページから18ページまでのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」報告します。会議次第の5ページ及び報告資料の21ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、94件です。詳細については、報告資料21ページから52ページまでのとおりです。

以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

- 届出については、適正に行うようにしてください。
- 承知しました。
- 開始の届出がなされている国民健康保険保健事業とは、どのような事業でしょうか。
- 国民健康保険事業は保険給付が基本となりますが、給付対象になる前の、健康を保つための事業が保健事業です。具体的には、糖尿病性腎症重症化予防事業、ハイリスク未治療者への受診勧奨等を実施しております。
- 開始の届出がなされている武蔵村山市消防団員準中型自動車及び中型自動車運転免許取得費補助金交付事業について、印影を収集することとされています。口座引落しでなく交付であれば、印影は不要ではないでしょうか。他にも、廃止の届出がなされている未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務等でも同様に印影を求めているようです。
- 交付事業については、消防団長が交付を受ける団員を推薦するもので

す。推薦の証明として押印を求めているところですが、押印省略の動きがあることから、今後、その必要性については検討されることと思います。今後も、不要な個人情報の収集はしないよう努めます。

- 本制度の概要について補足します。本制度は、免許制度が変更され、準中型区分が新設されたことにより、中型に属する消防車を運転できない団員が生じることとなったものです。これに伴い、団員が消防車を運転できるようにするため、補助金の交付が始まったものです。
- 廃止の届出がされている業務について、個人情報の保有の期限の記載が日付になっているものと5年となっているものがあります。これらはどのような違いがあるのでしょうか。また、業務の廃止よりも後の日付になっているものは、業務を廃止した後も個人情報を保有し続けているということでしょうか。
- 業務が終了した後も個人情報を保有し続ける理由の1つとして、消滅時効がございます。仮に、給付金等の不正受給があった場合、返還請求をすることとなりますが、消滅時効まで保有個人情報を保有していなければ、請求をすることができなくなってしまうため、業務廃止後も保有を続けることとなります。
期限については、届出があったとおりに記載しているものですが、5年等の記載では分かりにくいいため、今後は明示します。
- 期限については、具体的な日付と保有する年限との併記を求めます。
- 保有個人情報の目的外利用で報告されている避難行動要支援者の避難支援関係事務は、毎月届出がなされていますが、毎月更新し、最新の状態を維持しているということでしょうか。
- お見込みのとおりです。

報告事項

(6) その他

- 報告事項(6)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 報告します。会議次第の6ページ及び机上配布資料の「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書(概要)」を御覧ください。
こちらは、内閣府に設置された個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースから最終報告がなされ、法案化されたものが現在、国会で審議されているものです。この改正により、本市の個人情報保護制度も大きな影響を受けることから、委員の皆様には情報提供をするものです。
1ページの個人情報保護制度見直しの背景ですが、今般、国は、新たにデジタル庁を設置し、国や地方のデジタル業務改革を推進する方針です。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的、量的な増大が不可避であり、個人情報保護に万全を期すため、個人情報保護委員会が、地方公共団体を含めた公的部門における個人情報の取扱いを一元的に監視・監督する体制の確立が必要となっています。
次に、個人情報の有用性の高まりを背景として官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化し、その支障となる現行体制の不均衡・不整合を是正する必要があるとされている点です。例としては、民間部門と公的部門とで個人情報の定義が異なること、国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関する法令上のルールが異なること、国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定の在り方が異なること、2000個問題といわれる地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なること等があります。
2ページの個人情報保護制度見直しの全体像について御覧ください。

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法を一本化するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法を適用し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化します。医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用します。個人情報の定義を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化します。詳しい説明については、2ページ下の図を御覧ください。

6ページを御覧ください。個人情報の定義について、現行の個人情報保護法では、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むと規定しています。一方、行政機関個人情報保護法や独立行政法人個人情報保護法では、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むと定義しています。容易にという文言が入っているかという点が異なり、個人情報保護法では個人情報に当たらない匿名加工情報は、行政機関個人情報保護法では個人情報に該当するため、非識別加工情報という名称で区別されています。このことについて見直しでは、民間部門と公的部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に定義を統一するとされています。また、定義の変更は、影響を最小化するため、個人情報保護法の定義を採用するとされています。これに伴い、匿名加工情報と非識別加工情報の区別が不要となることから、匿名加工情報に統一されることとなります。

7ページを御覧ください。行政機関等の開示決定等への不服申立ての取扱いについて、本市においては、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会が審議をすることとなっておりますが、見直し後は、個人情報保護委員会が関与することとなります。

8ページを御覧ください。個人情報保護制度の在り方について、地方公共団体の個人情報保護制度に求められるものとして、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護に関する国際的な制度調和と日本の成長戦略への整合が挙げられます。いわゆるビッグデータの利活用等に向けて、法律で共通ルールを設定、国がガイドラインを策定し、その上で、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容するとしています。例として、要配慮個人情報として保護する個人情報を独自に設定することが許容されます。

地方公共団体の現状と共通ルール設定後については、8ページ下の図を御覧ください。個人情報保護審議会に関することについて、米印で記載されており、審議会の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行することとなります。例えば、本日の議題にあるような個別の目的外利用の可否を問うことはなくなります。

10ページを御覧ください。個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立について、現行、マイナンバーに係る部分についてのみ、地方公共団体であっても、個人情報保護委員会が監督することとされていますが、見直し後は、個人情報保護委員会の監督権限が、マイナンバー以外の個人情報にも及ぶこととなります。

最後に施行期日ですが、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定するとされています。具体的には、法案で、公布の日から起算して2年を超えない範囲で、政令で定める日からとされており、この

期間内に、本市の個人情報保護条例を大きく改正する必要があります。
以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

- 具体的なスケジュールは決まっていますでしょうか。
- 現在、国会にて審議中であり、具体的なスケジュールは確定しておりませんが、法律の公布後、国から条例改正に関するガイドライン等が示されるものと考えています。現時点では、改正法が施行されるまでの2年間で条例を改正する必要があるということが分かっています。
- 例えば、本日の議題にあるような各種給付金について、他の自治体では、審議会に諮ることなくスムーズに給付している場合もあるかと思いますが、新制度に移行した後は、全国的に運用が統一され、審議会で審議することはなくなるのでしょうか。
- お見込みのとおりです。本日の議題となっている給付金のような個別の事案については、審議会で審議することはありません。
- 最初に審議をした後、同様の案件で審議することがなくなるということでしょうか。それとも、そもそもこういった案件を審議することがなくなるということでしょうか。
- 改正個人情報保護法施行後は、保有個人情報の目的外利用や外部提供について、案件ごとに審議すること自体がなくなります。
- 個別案件について、各自治体が独自に付加的な規律を定めることは可能なのでしょうか。
- 現時点で国等から提供されている情報では、個別案件について審議会に諮ることとはされておりません。個別案件について審議会に諮問することを条例で定めることができるかどうかについては、まだ示されておりません。
- 自治体独自の政策における個人情報の利用に係るルールについては、独自に設定するということがよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 法律に足りない規律について、自治体から意見をあげることは可能なのでしょうか。
- 法案が作られる際に、地方自治体からの意見を十分に聴く機会はありませんでした。今後、改めてそういった機会が設けられるかは不明です。
- 資料2ページの図で、見直し後は、国立病院等が民間団体の枠に含まれていますが、民間事業者との交流がある機関であるため、民間団体と取扱いを統一するというのでしょうか。
- お見込みのとおりです。これまでは、機関ごとに順守すべき法が異なることから、個人情報の取扱いについて不均衡が生じていました。今回の法改正で、その点が解消されることとなります。
- 今後、国等から新たな情報提供がなされた際は、審議会に示し、本市の個人情報保護制度をどのように作り直すのかについて審議していただくこととなるかと思えます。

議題

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務における保有個人情報の目的外利用について
- 議題(1)「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務における保有個人情報の目的外利用について

て」を議題とし、事務局に説明を求めます。

- それでは、会議次第の7ページを諮問書と併せて御覧ください。「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事務における保有個人情報の目的外利用について」御説明します。

これは、児童扶養手当受給者に対して生活支援特別給付金を支給することを目的として、子ども家庭部子ども青少年課が、同課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報を目的外利用するものです。

目的外利用により業務を行う理由としては、給付金の支給対象者の一部が、令和3年4月分の児童扶養手当の受給者であることから、支給対象者を迅速かつ正確に把握するためとしており、当該事務を円滑かつ効率的に執行することが期待できると考えています。

この保有個人情報の目的外利用の適否及び本人への通知の省略について、今回、諮問するものです。

詳細については、子ども青少年課から説明します。

- それでは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について御説明します。

資料1を御参照ください。

はじめに「1趣旨」ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯について、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、食費等の支出の増加の影響を勘案し、可能な限り速やかに給付金を支給するものでございます。

次に、「2保有個人情報の目的外利用を行う理由」ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者の一部は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者であることから、子ども青少年課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座、障害、支給・決定内容」を目的外利用することにより、支給対象者を迅速かつ正確に把握し、本給付金を速やかに支給対象者へ支給するためです。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の概要について御説明します。

「3概要」を御覧ください。名称は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）で、給付金を支給する実施主体は、都道府県、市、特別区及び福祉事務所設置町村です。

対象者については、次の3通りです。①は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者です。②は、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受けていない方です。これは、児童扶養手当の制度として、遺族年金等の公的年金を受給している場合、受給する年金の月額が児童扶養手当の月額の受給額を超えていると児童扶養手当は支給されませんが、本給付金はこのような方でも、所得が児童扶養手当の所得制限範囲内であれば対象としています。③は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当支給制限範囲内となる方です。

なお、急変後1年間の収入見込みについてですが、令和2年2月以降の任意のひと月の収入を1.2倍し、その収入見込みが児童扶養手当所得制限範囲内となれば本給付金を受給できるものとなります。

これらは、いずれも申請時点において児童扶養手当の支給要件を満たす方である必要があります。なお、児童扶養手当の支給要件を満たす方とは、離婚や死別等でひとり親になったものを指します。

支給額ですが、対象児童1人当たり一律5万円を支給します。

支給の方法ですが、支給対象者の①に該当する方については、市が支給対象者に支給の通知を行った上で児童扶養手当の振込先と同じ口座に振り込みます。

支給対象者のうち②及び③に該当する方については、支給対象者から市に対して申請を行っていただき、市で審査を実施した上で指定された口座へ振り込みます。

また、支給の時期については、支給対象者のうち①に該当する方については、5月中旬に支給します。その他の支給対象者については申請のあった翌月に支給します。

申請期間については、令和3年4月下旬から開始し、令和4年2月28日までを予定しています。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

【主な意見等】

- 未婚のひとり親についても、対象となるのでしょうか。
- 未婚のひとり親も対象となります。
- 今回の給付金は、まず、ひとり親世帯に支給し、その後、ふたり親世帯にも給付するものと思いますが、ふたり親世帯への支給についても、今後、審議会に諮問されるのでしょうか。
- 御質問のとおり、ひとり親世帯に支給した後、ふたり親世帯にも支給することとなっています。ひとり親世帯への給付については、市が、児童扶養手当支給事務において保有する個人情報を利用し、支給を行うため、皆様に御審議いただいておりますが、ふたり親世帯への支給については、市に申請をしていただき、それに基づき支給することとなります。よって、保有個人情報の目的外利用等をする必要がありませんので、審議会に諮ることはございません。
- 業務の名称に入っている低所得のという文言は、支給の通知等に際しても記載されるのでしょうか。
- 担当課としては、低所得のという文言には抵抗をもちます。今回の諮問に際しては、国の示した正式名称を用いていますが、実際に通知等を行う際は、低所得のという文言は削除したいと考えています。
- 児童扶養手当支給対象者の所得はどの程度なのでしょうか。また、対象児童には、親に限らず、例えば祖父母と暮らしているような方もいると思います。このような場合、どのように支給の判断がされるのでしょうか。
- 児童扶養手当は、所得制限が設けられているため、支給対象者の所得はその金額を下回るものとなります。

また、所得制限にも、手当を全額受給できる限度額と一部受給できる限度額が設定されており、当該限度額は、扶養親族の数によっても異なります。

例えば、扶養親族がいない世帯の場合、第1子に対しては最大で43,160円の手当を支給しますが、これを全額受給できる限度額は49万円、一部受給できる限度額は192万円となっています。

なお、扶養親族については、対象となる児童と同一の住所に居住する直系の親族のみが対象となり、例えば、受給者の義理の息子が同居している場合には、扶養親族の対象には含まないこととなります。
- 収入が下がった家庭については、任意のひと月の収入を1.2倍し、その収入見込みが児童扶養手当所得制限範囲内であれば給付金を支給するとのことですが、他の月も含めて計算すると制限範囲外となってしまう

	<p>場合は、支給されるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度の給付金と同様の考え方となり、あくまでも任意のひと月の収入に基づき判断しますので、例えば、その後に収入が増えたような場合であっても、支給対象となります。 ○ 今回の目的外利用は、迅速かつ正確に対象者を把握し、支給をすることが目的ということですが、実際の支給予定はいつ頃になるのでしょうか。 ● 令和3年4月27日又は28日に通知を行い、5月13日に振り込みを行う予定です。近隣市も、おおよそ同様のスケジュールであると認識しております。 ○ 令和2年度の給付金でも同様の要望をしましたが、今後実施される申請を要する給付金については、市報の目立つ箇所に載せる等、広く周知を行い、申請漏れが生じないように対応してください。 ● 承知しました。 <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議題(1)について、保有個人情報の目的外利用及び当該目的外利用を行う際の本人への事前通知の省略を可とします。 <p>議題 (2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次に、議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。 ● 事務局からは、特にありません。 ○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和3年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： _____ 0 人</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
-------------------------	---

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書法制課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------